

(4) 事故防止等安全管理

イ 緊急時の対応

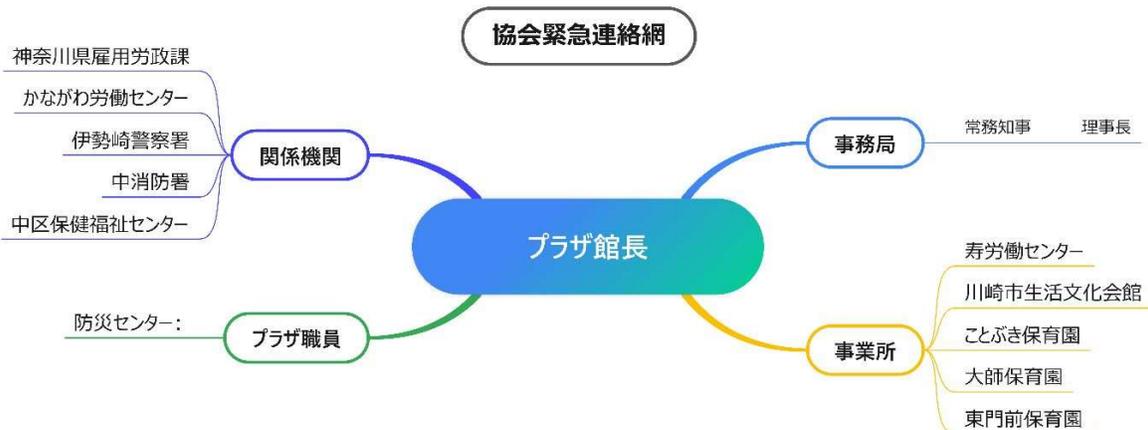
(ア) 事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針

事故・不祥事等の緊急事態の発生時は、利用者の安全を第一とし、また、被害を最小限に抑えるために迅速に対応できるよう、次のような対応方針を定めています。

a 緊急時の連絡体制と参集体制について

当協会では、緊急時に迅速な対応ができるよう、携帯電話によるメール一斉配信やSNSを活用したグループ連絡網など、複数の手段による緊急連絡体制を整備しています。また、年に2回の緊急連絡訓練を実施し、実際の事態においても連絡網が円滑に機能するよう備えています。

特に、中区で震度5弱以上の地震が発生した場合には、原則として、プラザ職員および協会事務局職員等は緊急連絡を待たずに速やかに参集することとしています。台風や風水害など事前に予測可能な災害については、あらかじめ参集体制を決定し、対応に万全を期しています。



b 緊急時における当協会の危機管理対応

協会の危機管理体制	<ul style="list-style-type: none">緊急事態発生時は、直ちにプラザ7階の協会事務局に危機管理対策本部を組織危機管理対策本部の本部長は理事長。不在等の場合は常務理事等が代行本部長は、当協会のすべての所属の被害状況等の把握と、必要な体制（例：被害のない所属から被害のある所属への職員の派遣等）の指示
かながわ労働プラザの危機管理体制	<ul style="list-style-type: none">プラザの緊急時には、必要な人員体制を確保するため、かながわ労働プラザ内にある当協会の全所属職員で構成する「かながわ労働プラザ危機対策チーム」の設置かながわ労働プラザ危機対策チームのトップは常務理事とし、不在等の場合はプラザ館長等がこれを代行

■ 労働福祉協会プラザ消防隊

かながわ労働プラザでは、災害発生時に速やかな対応を行うため、プラザ職員、協会事務局職員、寿労働センター職員、プラザ防災センター常駐の警備員、設備保守管理業務員、清掃業務員の約50名で構成される「労働福祉協会プラザ消防隊」を即時に編成し、防災対応にあたります。この消防隊の隊長には、甲種防火管理者資格の取得を要件とし、プラザ館長が就任します。また、館長不在時や閉館時においても迅速な指揮体制を確保するため、徒歩や自転車等で施設に駆けつけ可能なプラザ職員および協会事務局職員の中から、責任者となる者を事前に順位指定し、円滑な防災対応体制を整備しています。

協会危機管理対策本部		理事長・常務理事等で組織し、協会全体を指揮・統括 (関係機関等への報告・調整等を含む。)
労働福祉協会プラザ消防隊 (隊長はプラザ館長)	通報連絡隊	消防署への連絡、救急車の要請、館内への非常放送、指示命令の伝達、関係者への連絡等
	初期消火隊	出火場所へ急行、消火器や消火栓による初期消火の実施
	避難誘導隊	避難者への呼びかけと誘導、負傷者や逃げ遅れの確認、非常口の開放、避難障害物の除去、警戒区域の設定、利用者の早期退館の指示、利用の制限等
	安全点検隊	電気・ガス・水道等の安全措置、防火扉・防火シャッターの操作、燃料供給源の元栓の閉鎖、エレベータ等の非常時措置、非常電源の確保、屋外・窓・看板等の点検と補強、防水・浸水の確認等
	応急救護隊	負傷者の応急処置と救護所の設置、心肺蘇生措置 (AEDを含む。)等の実施

■ かながわ労働プラザ事業継続計画（BCP）に基づく対応

当協会は、大震災等の発生時においても、可能な限りかながわ労働プラザの機能を県民の皆様提供していくために、事業継続や早期復旧をめざし、かながわ労働プラザ事業継続計画(BCP)を策定しています。BCPは、平時から準備・用意しておく事柄から災害発生等における活動等を取りまとめたものであり、緊急時にパニックに陥らず適切な対応を行い、被害を最小限に抑え、地域における避難施設としての役割を果たすことも目的としています。

かながわ労働プラザ 事業継続計画（BCP）概要表

区分	内容
基本方針	・人命の安全確保（利用者・職員の安全を最優先）・社会的責任の履行（必要業務の継続）・経営の維持（施設運営と雇用の継続）・地域との協調（住民・自治体との連携）・二次災害の防止（感染症の拡大防止など）
危機管理体制	危機対策本部を設置し、状況に応じた対応を実施
主な対応活動	● 館内支援活動・建物・備品の被災状況確認・備蓄品の配布・感染症発生時の対応 ● 業務運営活動・重要業務の復旧・休止の判断と指示 ● 館外連携活動・外部被害・感染状況の把握・行政・地域との連携・調整

c 個別の危機管理対応

区分	対応内容
帰宅困難者発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震や交通機関の停止により帰宅困難者が発生した場合、プラザの一部を一時滞在場所として提供 備蓄品（飲料水・非常食・毛布・簡易トイレ等）を常時50人分確保・整備 テレビ放送に加え、インターネットやSNS等での災害・交通情報提供を充実。 「むやみに移動を開始しない」原則に基づき、利用者・職員に施設内での待機を呼びかけ 家族の安否確認希望者に対しては、事務室の電話機を一時的に開放 状況に応じて行政機関と連携し、安全管理・健康支援・情報共有を実施。
感染症（新型コロナ・ノロ・インフルエンザ等）対応	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数が来館する施設特性を踏まえ、厚労省・保健所等からの情報収集を徹底。 感染症の予防措置として以下を実施： <ul style="list-style-type: none"> 施設入口・会議室に消毒液を常設 啓発ポスターの掲示 職員へうがい・手洗い・マスク着用の励行 感染者発生時の対応： <ul style="list-style-type: none"> 利用者が感染した場合 → 退館案内、保健所・病院連絡先の案内 職員が感染した場合 → 退勤命令、検査・治療、出勤停止、同時勤務者の検温・健康チェックを実施 必要に応じて感染症対策マニュアルの見直しと職員教育の徹底

d 事故・不祥事・暴力行為等発生時の対応方針

かながわ労働プラザでは、事故や不祥事、暴力行為、犯罪等が発生した場合に備え、迅速かつ的確な対応を講じるための体制を整えています。発生時には「適切な情報収集」と「迅速な状況判断・意思決定」を基本に、初期対応と事後対応を徹底します。

(a) 緊急対応と初動措置

- 被害の拡大防止を最優先とし、関係各所への速やかな報告と、影響が及ぶ可能性のある関係者等への適切な連絡を行います。
- 事実確認とともに、二次的被害の防止を目的とした公表も適切に行います。
- 情報漏洩の疑いがある場合は、直ちにインターネット接続を遮断するなどの措置を講じます。

(b) 事後対応

- 速やかに事実調査を実施し、原因を究明します。
- 再発防止策を検討・実施し、その内容を必要に応じて公表します。

(c) 暴力行為・犯罪行為への対応

- 暴力行為の兆候がある場合は、原則として複数の職員で対応し、危険を感じた場合は速やかに警察署に通報します。
- 盗難やその他の犯罪行為発生時には、現場保存に努め、証拠の保全を図ります。
- また、月1回程度、警察署との定期的な連絡・情報交換を実施しています。

(d) 反社会的勢力への対応

- 暴力団や反社会的団体による不当な要求があった場合は、「不当要求防止マニュアル」に基づき適切に対応します。
- 利用が暴力団の利益になると認められる場合は、神奈川県警察本部に照会のうえ、必要に応じて利用承認の不承認または取消を行います（神奈川県暴力団排除条例第11条第2項に基づく措置）。

e 緊急事態発生時の神奈川県・横浜市との連携体制

かながわ労働プラザは、災害等の緊急時において、神奈川県および横浜市と連携し、地域の安全確保と支援活動に貢献します。まず、神奈川県かながわ労働センター所長を本部長とする「かながわ労働プラザ自衛消防隊」の一員として、職員は災害対応の役割を果たします。また、神奈川県と横浜市中区が締結した「大規模地震等の災害時における避難施設等の提供に関する協定書」（平成25年8月）に基づき、災害発生時には、中区寿地区の介護を必要とする住民の一時避難場所として、施設の一部を地域防災拠点として開放します。その際、協会職員は横浜市が設置する中区災害対策連絡協議会の一員として、避難者の誘導や備蓄物資の配布等に積極的に関与し、地域と連携した支援活動を行います。

(イ) 急病人等が生じた場合の対応

■ 急病人発生時の対応と救急救命体制

かながわ労働プラザでは、急病人や負傷者が発生した際には人命の安全を最優先とし、状況に応じた迅速かつ適切な対応を行います。特に、呼吸がない場合には心肺蘇生（CPR）を直ちに実施し、AED（自動体外式除細動器）を活用するとともに、119番通報により救急車を要請します。発生後は速やかに神奈川県在所管課へ報告・協議を行います。

■ 救急救命研修体制

当協会では救急救命士の配置はありませんが、以下の体制により救急対応能力を維持・強化しています。これらの取組により、当館では急病人発生時にも迅速かつ確実な対応が可能となるよう、日常から備えています。

項目	内容
救命講習の受講義務	プラザ館長および受付職員には、横浜市消防局の「普通救命講習」受講・修了を義務付け。全員が修了証を保有しています。
定期的な再受講	緊急時に迷いなく救命措置を実施できるよう、受付職員には反復受講を行わせています。
搬送訓練の実施	急病人発生時を想定し、担架による搬送訓練を年1回以上実施し、安全な場所への避難誘導體制を確認しています。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

ア 地域との連携

(ア) 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容

現在の社会情勢を踏まえ、地域社会と連携しながら、労働プラザの運営をより充実させるために、以下のような取組を進めます。

a 地域人材の活用・協力体制の構築・ボランティア団体等の育成・連携

(a) 地域人材の活用

施策	具体的な取組	期待される効果
地域講師・専門家の活用	・ 定年退職者、キャリア支援専門家、法律家などを講師に招き、労働法セミナーを開催	・ 経験豊富な人材の知識を活かし、労働者のスキルアップを促進
地元人材の登用	・ 地元人材を職員として雇用（9名の職員が徒歩圏内に在住）	・ 緊急時に即時対応が可能

(b) 地域との協力体制の構築

施策	具体的な取組	期待される効果
地域活動団体との協力、連携	・ 地域で活動されている団体、地元企業、地元自治体と協力、連携して地域に貢献します。	・ 地域活動の活性化

(c) ボランティア団体等の連携

施策	具体的な取組	期待される効果
NPO・市民団体との連携	・ 地域で活動しているNPO団体等のボランティア団体との連携を図ります。 ・ 障がい者雇用促進の取組を実施	・ 地域でのネットワークを拡大し、包括的な支援を実現

上記の取組により、かながわ労働プラザを「地域の労働支援拠点」として強化し、多様な人材が活躍できる場を提供します。
また、地域住民とのつながりを深めることで、持続可能な協力体制を構築し、地域活動の発展にも寄与することを目指します。

b 地域の一員として当協会が担ってきた役割

中区寿町周辺地区は、日本三大ドヤ街（簡易宿泊所街）の一つとされ、戦後の日本経済の発展を支える労働力の供給地として重要な役割を果たしてきました。しかし、時代の変化に加え、平成20年のリーマンショックに端を発する世界的不況の影響により、労働需要が大きく減少し、多くの労働者が解雇や派遣契約の打ち切りに直面しました。その結果、生活に困窮した人々が仕事や生活保護を求めて寿地区に集まるようになりました。

こうした状況の中、かながわ労働プラザ内にある当協会の寿労働センターは、地域のセーフティネットの拠点として、職業紹介、技能講習、就労相談、年末福祉金支給などを通じて、労働者の支援に取り組んできました。

現在も、かながわ労働プラザの利用受付には、就労や住まいに関する相談のために訪れる方がいます。その際、日頃から寿労働センターと連携し、相談内容に応じた適切な支援を行っています。具体的には、相談先となる寿地区の関係機関やNPO団体への案内、また、労働情報コーナーにおける関連書籍の紹介を通じて、地域の労働者が抱える問題の解決につながるよう努めています。

■ このほか、当協会は地域の一員として、次のような役割を果たしています。

【自治会活動への参加】

- ・ 寿地区自治会活動等への参加

【PRのための相互協力】

- ・ 施設パンフレット、定期刊行物、自主事業案内等の相互配架の実施
- ・ 他団体が行っている講座・行事の情報共有と来館者へのPR
- ・ 他団体のホームページとの「近隣貸会議室・施設情報」等の相互リンクによる利用者拡大
- ・ プラザ通信の「地域のお知らせ」欄の提供、自治会等の協力を得た「プラザ通信」の配布

【イベントの共同開催と支援】

- ・ 地域活動団体との合同イベントの実施、プラザ館内での地域情報ブース等の設置（観光情報、物産情報等）
- ・ 地元野菜を普及させる農業組織の紹介の場の提供
- ・ 地元で活動する音楽家を支援するためのランチタイムコンサートの開催

【プラザのチャリティ活動】

- ・ 盲導犬、介助犬育成のための募金活動

【災害時の協力】

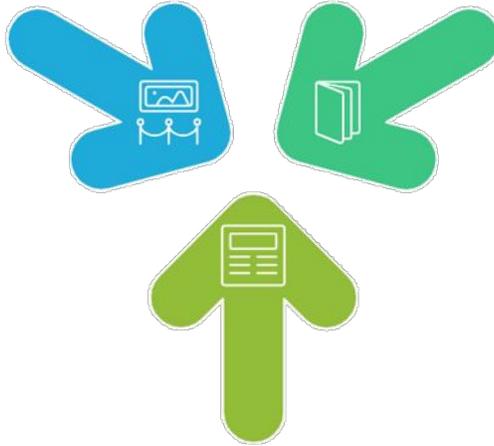
- ・ 横浜市の震災対策への協力（中区災害対策連絡協議会）
災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として横浜市が設置した同協議会が行う中区防災計画震災対策の策定や修正、防災訓練の実施、防災意識の醸成及び町の防災組織の育成に関する事業への協力

c ボランティア団体等の育成・連携の取組

当協会では、プラザの環境美化やにぎわいの創造等に、ボランティア団体等の協力をいただけるよう、ホームページで「かながわ労働プラザボランティア」を募るとともに、団体への活動の場の提供や活動内容の広報等を通じて団体への支援を行ってきました。今後も、ボランティア団体の活動に協力し、お互いの活動の活性化を図っていきます。

ボランティア活動の強化

展示スペース
ボランティアの作品を展示するスペースを提供する



パンフレットの配布
ボランティア団体のパンフレットや定期刊行物を配布する

プラザ通信

ボランティア活動のニュースレターに掲載する

■ ボランティア団体の支援

【活動支援】

- ボランティア団体等のパンフレット、定期刊行物、各種事業案内等の配架
- 「プラザ通信」へのボランティア活動の案内や活動報告等の掲載

■ ボランティア団体との連携

【団体が活動する場所の提供】

- フラワーアレンジメントボランティアによる作品展示（かながわ労働プラザロビー周辺）
- 生け花ボランティアによる作品展示（かながわ労働プラザロビー等）

館内を「明るく・生き生きと！」 ボランティアさんの活動報告

- 8月に看護家のボランティアさんに掛け軸を提供いただきました。和室に展示しています。展示ご利用の際は鑑賞してください。
- 11月から生け花のボランティアさんが活躍しています。正産入口のカウンターとエレベーターホールに**季節の花を飾り**しています。

※緊急事態宣言解除後に活動再開予定

2021年度スタートダッシュ！ 4月、5月の自主講座のご案内

シプラザでは、毎年多種多様な講座やイベントを企画・開催しています。2021年度においても、感染症の拡大防止を行いながら、資格取得準備講座、文化学習講座、健康づくり講座など皆様「やりたい！」にお応えする講座を開催していきます。

まずは4月、5月の新年度スタート時に開催する講座をご案内します。皆様奮ってご参加ください！ ※詳しくはシプラザまでお問合せ下さい。☎046-833-5413

講座名	開講日	回数	受講料
行政書士資格取得準備講座	4月 4日～ 全28回	99,000円	
マンション管理士・管理業務主任者資格取得準備講座	4月 7日～ 全27回	92,000円	
宅地建物取引士資格取得準備講座	4月 8日～ 全49回	90,000円	
文化教室			
学びます日本の歴史	4月18日～ 全12回	12,200円	
漢字物入門講座	5月18日～ 全12回	13,000円	
健康づくり			
生け花のボランティアさん活動報告	8月 8日～ 全10回	8,000円	
初めてのヨガ	4月24日～ 全10回	10,000円	
リラクゼーション教室	4月18日～ 全4回	14,000円	
ピラティス入門講座	5月12日～ 全12回	10,000円	

お知らせ

- 令和3年4月1日より毎週の月～土曜日の講座の開催を中止します。
- レストラン稼働は2月末日をもって閉鎖いたします。

労働法基礎講座(11月29日)、社会保険入門講座(11月29日)受講者募集!

労働法基礎講座 コロナ危機や新時代の多様な働き方に対応するために、来るべきニューノーマル時代の労働問題や多様な働き方について、その実務課題の法的側面、法的リスク等を分かり易く解説します。

社会保険入門講座 社会保険の実務の基礎知識を、特に重要な部分を抽出して整理し、分かり易く解説します。初めに保険料を算出する方、基礎知識を再確認したい方に、大変良い機会です。是非ご参加下さい!

※詳細はホームページをご覧ください

施設改修のご紹介 <和室の畳の張り替え>

10月に和室の畳の張り替えを行いました。和室をご利用する皆様には「張り切れ畳が付着する」などのご迷惑をおかけしては申し訳ないと思っておりました。

お掃除からいい匂い♪「すずかすずか!」「気持ちいい!」など、嬉しいお言葉をたくさん頂いています。今後も皆様にご満足いただけるよう施設の維持管理に取り組みしていきます。

元気いっばい! サークル活動の紹介

シプラザでは、英語、韓国、音楽などの修習教室、読書、読書、パソコンなどの趣味教室、体操、ヨガ、太極拳、スポーツ観戦などの健康づくり教室...など、たくさんの方々の皆さんが活動しています。「何か始めたいな〜」とお考えの皆様、シプラザの自主講座に加え、サークル活動も検討してみてください。シプラザホームページの「サークル」のページを参考にしてください。

ボランティアさん活動報告

生け花のボランティアさんが活躍中です。素敵な生け花を提供いただいています。現在、秋の草花が交流広場を飾っています。ことごとく皆様へのお楽しみを準備中です。秋意の下、お散歩がてら、シプラザ遊びに来てください。

ボランティアさん募集

シプラザはボランティアさんをお募集しています。お気楽にお気軽にお問い合わせください。

令和4年度の「野菜&パン販売会」は、5月から、月2回開催します!

恒例の市内若手農家の採りたて野菜と福祉事業所の皆さんの手作りパンの販売会のご案内です。令和4年度前半は、5月11日(水)から開催します。今度以上に、地域の皆様、利用者の皆様と交流を図るために、月に2回開催することになりました。5月から8月まで、第2、第4曜日に開催します。シプラザで楽しみましょう!

地下駐車場にキャッシュレス決済(交通系電子マネー)を導入します!

4月から交通系電子マネー(PASMO, Suicaなど)を使ったキャッシュレス決済で駐車料金の支払いができます。ぜひご利用ください。

当日現金払いの皆様へお知らせ <利用済圖書の発行停止>

シプラザでは、貴重な天然資源を大切にすため、ペーパーレス化を進めています。4月1日から、窓口にて当日のご利用料金の支払い、現在は、「借図書」と「利用済図書」をお返ししていますが、今後は、「借図書」のみのお返しとさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。 ※ 詳しくは受付職員にお問合せ下さい。

液晶プロジェクター購入

設備の性能改善・品質改善の一環として、液晶プロジェクターEPSON EB-W06を購入しました。小容量で、大画面の映像で、大変使いやすいです。会議、勉強会等にご利用下さい!

ボランティアさん活動報告

生け花、写真、書道のボランティアさんが活躍中です。それぞれの作品は、一層広々、4層のコーナー、絶景に輝いています。皆さんつくづく楽しみかけています。

ボランティアさん募集

シプラザはボランティアさんをお募集しています。お気楽にお気軽にお問い合わせください。

(イ) 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

a 地元企業等への業務委託

業務を委託する場合は、委託業者のノウハウを活用し、プラザの利用者にきめ細かいサービスを提供できるよう、また、トラブル発生時等に施設・設備等の機能を迅速に回復させられるよう、可能な限り地元企業等から業者を選定することに努めています。

(具体例)

委託内容	所在地
清掃・警備等の建物総合管理業務	横浜市南区
エレベータ管理業務	横浜市中区
電気設備点検業務	横浜市瀬谷区
機械警備業務	横浜市港北区
自動ドア点検業務	横浜市西区
消防設備点検	横浜市磯子区
廃棄物収集運搬処理業務	横浜市中区
多目的ホールの設営業務	横浜市港南区

b 地元企業等を活用し、サービスの向上に努めている事例

プラザを運営するにあたり、様々な機会を通じて、地元産品や地元事業者のサービスを利用者や来館者にお知らせし、県民サービスの向上に努めています。

福祉関係	障がい者団体による「手づくりパン」の販売会を実施しています。
環境関係	プラザの利用者満足度調査の回答者への謝礼品として、地元授産施設の授産品を使用することにより、県民の皆様を紹介しています（ブックカバー、しおり等）
地域振興関係	地域活動団体による「よははま野菜」の販売会を実施しています。

2 管理経費の節減等について

(1) 節減努力等

ア 経費節減の基本的な考え方

かながわ労働プラザの運営にあたっては、目に見えるコスト（経費）と目に見えないコスト（時間）の両面から効率化を図ることが重要です。現在の社会情勢を踏まえ、限られた資源を有効活用しながら、持続可能で質の高いサービスを提供できるよう努めます。

目に見えるコストについては、光熱水費の節減に向けた省エネ対策の強化や、契約方法の最適化を進め、運営コストの削減を図ります。一方、目に見えないコストについては、デジタル技術の活用や業務プロセスの見直しによって作業時間・工数を削減し、業務の効率化・標準化を推進します。

これらの取り組みにより、利用者サービスの向上や施設環境の充実を図り、より快適で利便性の高い会館運営を目指します。

経費削減の基本方針



イ 具体的な取組

■ 日常のムダな経費の削減

経費削減策	削減される経費項目
貸出備品を大切に使用していただくよう適正利用の喚起	備品費・消耗品費
パソコン等の待機電力の節減やこまめな消灯、エレベータの稼働台数の減少や階段利用の喚起	光熱水費、維持管理費
契約における見積合わせやコストダウンを優先した委託	維持管理費
紙の裏面使用、ペーパーレス化の推進	消耗品費

■ 個別取組

項目	具体的な取り組み
電気の節減	<ul style="list-style-type: none"> 照明器具：安全衛生面や利用者に支障がない範囲で照明の間引きを実施 デマンド管理：電力の使用量をリアルタイムで管理し、ピーク時の電力消費を抑制。
ガスの節減	<ul style="list-style-type: none"> 冷温水発生機：天候や利用状況に応じて、適正な稼働と温度設定を実施。
臨時休館日の設定による効率的な点検業務	<ul style="list-style-type: none"> 複数の施設管理業務（定期清掃、消防設備点検等）をプラザの臨時休館日にまとめて実施することによる会議室等、貸出日数の確保

■ スケールメリット

項目	具体的な取り組み
協会の全体による一括契約による経費節減	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託については、指名競争入札、業務内容に応じた複数年契約により経費を節減
業務の見直し及び執行体制の改善によるコスト節減	<ul style="list-style-type: none"> かながわ労働プラザと「協会事務局による作業分担と協業による効果的・効率的な業務執行体制の構築」の推進によるコスト節減と、利用者サービスに特化した組織への再構築

③ 収支予算 別添様式3に記載